

千葉大学アカデミック・リンク・センターI棟諸施設の利用要領

平成25年3月7日
センター長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉大学アカデミック・リンク・センター（以下「センター」という）規程第11条に基づき、センターI棟（以下「I棟」という。）諸施設の利用に関し必要な事項を定める。

(施設)

第2条 I棟諸施設とは次の各号に掲げる室および室内の設備とする。

- 一 コンテンツスタジオ
- 二 1階セミナールーム
- 三 3階セミナールーム

(利用目的)

第3条 I棟諸施設は、センターを利用する者の教育、学習、調査又は研究の用に供するものとする。

(利用時間)

第4条 利用時間は、平日8:50～17:40とする。利用は1日につき1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第5条 I棟諸施設の利用を希望する者は、千葉大学教職員を使用責任者として所定の利用願に必要事項を記入し、センター担当者（以下「担当者」という。）に申し込むものとする。

- 2 利用手続は、利用のたびごとに行うこととする。
- 3 予約は、利用予定日の6ヶ月前から可能とする。
- 4 授業等での長期にわたる継続的な利用は原則として認めない。

(遵守事項)

第6条 諸施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設及び備品等を丁重に扱い、破損又は亡失しないこと。
- 二 飲食をしないこと。ただし、蓋の閉まるペットボトル、マグ等の持込は可能とする。
- 三 喫煙をしないこと。
- 四 許可された利用時間を守ること。
- 五 施設利用後は、すべて原状に復すること。

(弁償責任)

第7条 利用者は、施設の設定、備品を亡失、汚損、破損又はき損したときは、速やかにセンター長に届け出るとともに、その損害を弁償しなければならない。

(要領の遵守等)

第8条 利用者は、この要領その他センター諸施設の利用についての定めを遵守するとともに、担当者並びに図書館職員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、センター運営の支障となる行為、他の利用者の迷惑となる行為を行ってはならない。
- 3 センター長は、前2項の規定に違反した者に対し、センター諸施設の利用の停止又はI

棟からの退去を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。